

## 岡山県新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

### 第1条

- (1) 県は、新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を行うため、新生児聴覚検査体制の整備を図ることとし、予算の範囲内において、県内の分娩取扱機関に補助金を交付する。
- (2) 前項の補助金の交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和6年度岡山県新生児聴覚検査機器購入支援事業実施要綱（令和6年8月5日付健第417号）（以下「実施要綱」という。）に基づき分娩取扱機関が実施する事業とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに、様式第1号に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金により取得した財産で、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理

者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第1号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第4号により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。

#### （交付決定及び通知）

第6条 知事は、分娩取扱機関から提出された交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、通知する。

#### （補助金の変更交付申請）

第7条 この補助金の交付決定後の事情等により、申請内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、第4条に定める申請手続に従い、様式第2号により、別に定める日までに行うものとする。

#### （申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の取り下げをすることができる期間は、第6条の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

#### （実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該交付決定に係る事業の実績について、別に定める日までに、様式第3号に係る書類を添えて、知事に提出するものとする。

#### （補助金の額の決定）

第10条 知事は前条に掲げる実績報告書の審査により、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

#### （補助金の交付）

第11条 前条の規定により、額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し、補助金を交付する

ものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月5日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
分娩取扱機関1か所当たり 3,600,000円 (分娩取扱機関1か所につき1台を限度とする。)	自動ABR検査機器の購入費	10/10